

作成日 2019/12/09  
改訂日 2023/01/23

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フロンHNTスプレー 主剤
製品コード	600055-1
整理番号	HNT0033799-4
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約  
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分に該当しない
健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H330 吸入すると生命に危険  
H370 呼吸器の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害  
H315+H320 皮膚及び眼刺激  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

注意書き  
安全対策

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)  
ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

- 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
  - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
  - 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
  - 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
  - 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
  - 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
  - 呼吸用保護具を着用すること。(P284)
  - ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
  - 直ちに医師に連絡すること。(P310)
  - 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
  - 特別な処置が緊急に必要である。(P320)
  - 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
  - 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
  - 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
  - 特別な処置が必要である。(P321)
  - 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
  - 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)
  - 眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
  - 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
  - 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
  - 施錠して保管すること。(P405)
  - 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)
- 応急措置
- 保管
- 廃棄

3. 組成及び成分情報  
化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート	25～35%	—	(4)-118	既存	101-68-8

4. 応急措置  
吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。  
特別な処置が必要である。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
医師に連絡すること。  
多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚に付着した場合

眼に入った場合	<p>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。          気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。          医師に連絡すること。          特別な処置が必要である。          水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。          眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。          医師に連絡すること。          特別な処置が必要である。          気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。          口をすすぐこと。          医師の診断、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>泡、噴霧水、乾燥砂、粉末、炭酸ガス水。          火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。          危険でなければ火災区域から容器を移動する。          消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
<p>5. 火災時の措置          適切な消火剤          使ってはならない消火剤          火災時の特有の危険有害性          特有の消火方法          消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置</p>	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。          関係者以外は近づけない。          立ち入る前に、密閉された場所を換気する。          作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。          適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。          河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。          少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。          大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。          すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。          排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>
<p>環境に対する注意事項          封じ込め及び浄化の方法及び機材          二次災害の防止策</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。          この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。          ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p>
<p>7. 取扱い及び保管上の注意          取扱い</p>	<p>技術的対策          安全取扱注意事項</p>

保管	接触回避 安全な保管条件	<p>空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。          取扱い後はよく手を洗うこと。          屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。          ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。          排気用の換気を行うこと。          接触、吸入又は飲み込まないこと。          『10. 安定性及び反応性』を参照。          施錠して保管すること。          容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>
8. ばく露防止及び保護措置 設備対策		<p>完全密閉系及び完全密閉装置でのみ取り扱うこと。          気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。          工程の密閉化、局所排気その他の設備対策を使用する。          高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。          高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。          高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、換気装置を設置する。          高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは換気装置を設置する。          防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。          静電気放電に対する予防措置を講ずること。          呼吸器保護具を着用すること。          ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。          適切な呼吸器保護具を着用すること。          保護手袋を着用すること。          顔面用の保護具を着用すること。          必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。</p>
保護具	呼吸用保護具  手の保護具 眼、顔面の保護具	
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		液体
形状		液体(粘稠液)
色		淡黄色
臭い		僅かな芳香臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸		データなし
点範囲		
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上		データなし
限界／可燃限界		
引火点		205℃ (クリーブランド開放式)
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし

n-オクタノール／水分 配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性		通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件		加温、火気
混触危険物質		危険有害反応可能性参照
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	吸入	$ATE_{mix} = (100\% - 68.30\%) / ((31\% / 0.369\text{mg/l}))$ 計算結果が0.38mg/lのため、区分2とした。
皮膚腐食性／刺激性		加成方式が適用できる成分からの判定: 区分2の成分合計が31%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		加成方式が適用できる成分からの判定:  眼区分2Bの成分合計が31%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2Bに該当。
呼吸器感受性		メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネートが31% $\geq$ 1%のため、区分1に該当。
皮膚感受性		メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネートが31% $\geq$ 1%のため、区分1に該当。
生殖細胞変異原性		データなし
発がん性		データなし
生殖毒性		フタル酸ジイソノニルが15% $\geq$ 3%のため、区分2に該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)が31% $\geq$ 10%のため、区分1(呼吸器)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)が31% $\geq$ 10%のため、区分1(呼吸器)に該当。
誤えん有害性		データなし
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		データなし
水生環境有害性 長期(慢性)		データなし
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壌中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装  
 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意  
 国際規制

海上規制情報  
 Marine Pollutant  
 Liquid Substance  
 Transported in Bulk  
 According to  
 MARPOL 73/78,  
 Annex II, the IBC  
 Code  
 航空規制情報

該当しない  
 Not applicable  
 Not applicable

国内規制

陸上規制  
 海上規制情報  
 海洋汚染物質  
 MARPOL 73/78 附  
 属書II 及びIBC コー  
 ドによるばら積み輸  
 送される液体物質  
 航空規制情報

該当しない  
 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。  
 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。  
 海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。  
 航空輸送 航空法に定めるところに従う。

該当しない  
 該当しない  
 非該当  
 非該当

緊急時応急措置指針番号

該当しない  
 171

15. 適用法令  
 労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

・メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:599) (31%)  
 皮膚等障害物質含有

毒物及び劇物取締法  
 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
 (令和5年3月31日  
 まで)

非該当  
 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
 (令和5年4月1日以  
 降)

・メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:448) (31%)  
 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

・メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(管理番号:448) (31%)

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法	第4類引火性液体、第四石油類
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 査定物質(Y類同等の有害液体物質)(環境省告示)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。

記載事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。

連絡先  
参考文献

東日本塗料株式会社  
溶剤便覧  
製品評価技術基盤機構(NITE)  
メーカーSDS  
日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」  
日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」  
日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」  
日本ケミカルデータベース製物質データベース  
[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。

その他

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学製品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の実施を前提としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。